

第 5233 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 5月27日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ◇ ゴルフ会員権に対する貸倒引当金の計上

**Q**：ゴルフ場経営会社について更生手続開始の申立ての事実があった場合、ゴルフ会員権の帳簿価額の50%相当額を個別評価の貸倒引当金に繰り入れることができますか？

**A**：繰り入れることはできません。

### 【解説】

法人税では、金銭債権に係る債務者につき会社更生法の規定による更生手続開始の申立てが行われた場合に、その金銭債権の額の50%相当額を個別評価による貸倒引当金に繰り入れることができることとされています。

ところで、預託金制ゴルフクラブの会員権の法的性格は、会員のゴルフ場経営会社に対する契約上の地位であり、施設利用権、預託金返還請求権、年会費納入義務等を内容とする債権的法律関係であるといわれていますことから、退会の届出、預託金の一部切捨て、破産手続開始の決定等の事実に基づき預託金返還請求権の全部又は一部が顕在化した場合に限り、顕在化した部分について、金銭債権として貸倒損失及び貸倒引当金の対象とすることができることとされています。

したがって、ご質問の場合、経営の継続を前提とする更生手続開始の申立てについては、通常、会員契約はその手続の中で解除されず、退会しない限りゴルフ会員権は金銭債権としての性格を有することにはなりませんので、会員権の帳簿価額の50%相当額を個別評価による貸倒引当金に繰り入れることはできません。

